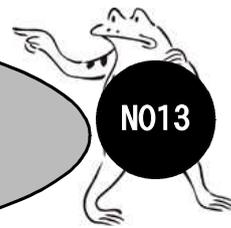


「その支出、ちょっとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の違憲訴訟団 通信

2024.12.23



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

大阪高裁に結集を！

－控訴審第1回口頭弁論－

2025年 1月29日（水）午後3時～ 202号法廷

その支出、ちょっと待ったあ～！

天皇の宗教は、天照大神の神勅に基づいて日本の統治を行う権限が天皇家の代々に承継されることを正当化する宗教です。

令和の代替わりでも大嘗祭が行われましたが、ここに国家が関われば、国家の「公」が損なわれ、我々社会の諸個人の信教の自由も損なわれます。京都は大嘗祭で使用する「米」をつくる主基田に選定され、京都府西脇隆俊知事も公費を使って一連の儀式に参加しました。

控訴理由書の要旨（5月31日提出）

一審判決には、4つの重大な判断の誤りがあることを指摘しました。

①私たちは、「大嘗祭抜き穂の儀」や「大嘗宮饗宴の儀」など一連の儀式への参加/関与は、「京都府の本件関与行為と国の本件支援行為は、一体・共同のものとして大嘗祭挙行に不可欠だった。」と主張しました。

しかし判決は、私たちの主張について、「本件関与行為は、国の本件支援行為とともに「大嘗祭そのもの」、あるいは国による「大嘗祭支援行為」を共同実行したと評価でき」としながらも、判断においては完全に無視し、大嘗祭挙行に向けて国と京都府が連係した事実を認定することも、その連携が持つ意味を判断・評価することもしていません。

②判決は、国自体が宗教行為を行った事実を無視しました。

今回の住民訴訟の対象としたのは、国と京都府が共同して、天皇及び皇室とともに、「国そのものが宗教行為を行った」事案です。国が宗教行為を行った時点で既に憲法20条3項違反であるのに、判決は「大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有する一方で、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであり、外部的な社会事象としての側面を有する」として特定の宗教への係わり合いの程度によって判断する目的効果基準を適用し、違憲の判断を回避しました。

③目的効果基準を適用するために、合理的理由も示さず大嘗祭の意義・性格を「天皇即位という世俗的な出来事の際に行われる伝統的儀式という側面が強い」という認定を行い、「大嘗祭は新しく皇位に即いた天皇が神性を獲得するための儀式である」との私たちの主張・立証を無視して、宗教性を覆い隠し、一連の関与行為には大嘗祭の宗教（皇室神道）を援助・助長・促進する効果があった事実を認めませんでした。

④仮に目的効果基準を適用するにしても、まず国と京都府の共同行為（請求原因）が認定できるかどうかを判断した上で、関与行為の目的効果を評価しなければ、同基準を客観的かつ公平に適用したことにはなりません。

しかし一審判決はその過程を踏んでいません。

大嘗宮の儀においても大饗の儀においても、主基国の京都府知事（かつての地方長官）の参列が大嘗祭の理念上も具体的進行上も不可欠で、それに至るまでの西脇府知事はじめ京都府の数々の協力行為も同様であることを裏付ける数々の証拠を無視して、西脇府知事の本件関与行為のすべてを「祝意の表明」「社会的儀礼」とし、皇室神道への援助、助長、促進効果はなく、政教分離原則に反しないとしました。これは最初に結論ありきの恣意的適用です。

こうしたことを主張するため90枚に及ぶ控訴理由書を提出しました。以下がその目次です。

第一 本件の争点を審理する上で前提となる事項

1 共和国型憲法における「天皇」の行為を解釈する視点

- (1) 天皇の「神の裔」としての自己意識
- (2) 天皇の存在根拠が「天壤無窮の神勅」から「主権の存する日本国民の総意」に変革されたこと

2 本件大嘗祭が宗教儀式であり、かつ服属儀礼であること

- (1) 本件大嘗祭が強い宗教的意義を有すること
- (2) 本件大嘗祭が服属儀礼としての性質を有すること

第二 争点1（本件関与行為が政教分離原則に違反するか）

1 はじめに

- (1) 本件と津判決及び愛媛判決は、事案が異なること
- (2) 津判決ではなく愛媛判決の判断枠組みによるべきこと

2 政教分離原則にかかる最高裁大法廷判決の判断枠組み

- (1) 国家と宗教の分離の程度
- (2) 宗教的活動とは何か（目的効果基準）
- (3) 対象行為と関与行為の区別
- (4) 対象行為及び関与行為の意義・性質（慣習化した社会的儀礼といえるか）
- (5) 対象行為についての一般人及び関与者の意識／関与行為についての一般人及び関与者の意識
- (6) かかわり合いの程度（エンドースメント・テスト、過度のかかわり合い）
- (7) 関与者の目的
- (8) 関与行為の効果

3 「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則違反

- (1) 原判決の不当性
- (2) 「天皇の宗教」であることの無理解
- (3) 憲法の構造的解釈の欠如
- (4) 大嘗祭の性格についての認識の誤り
- (5) 小括

4 目的効果基準の適用による政教分離原則違反

- (1) 目的効果基準による判断の順序
- (2) 本件支援行為及び本件関与行為は宗教行為とかかわり合いをもつといえるか
- (3) 本件大嘗祭及び本件支援行為、本件関与行為の意義、性質
- (4) 本件大嘗祭の意義や性格についての原判決の判示
- (5) 原判決の上記判示の問題点
- (6) 本件大嘗祭、本件支援行為及び本件関与行為についての一般人の意識及び関与者の意識
- (7) 本件大嘗祭とのかかわり合いの程度（特別のかかわり合いをもったか）
- (8) 本件関与行為の目的
- (9) 本件関与行為の効果
- (10) 小括

第三 争点2 (本件各儀式及び本件関与行為が国民主権原理等に違反するか)

- 1 原判決の問題点—その理由と結論の誤り
- 2 原判決の「伝統的皇位継承儀式」概念の問題点
- 3 大嘗祭は公的性格など持ち合わせておらず、国民主権原理に反する
 - (1) 天皇の地位の根拠が「アマテラスの神勅」ではなく「日本国民の総意」にあること
 - (2) 大嘗祭が国事行為とされなかったことの意味
 - (3) 日本国憲法の原理で解釈すべきこと
 - (4) 原判決の検討
 - (5) 「象徴天皇」のあり方との関連
 - (6) 小括
- 4 憲法尊重擁護義務違反及び憲法の最高法規性違反
 - (1) 憲法尊重擁護義務違反
 - (2) 最高法規性違反
 - (3) 儀式の意味は外形で判断する
 - (4) 小括

第四 争点3 (本件関与行為が地方自治法2条2項の「事務」に該当するか)

- 1 はじめに
 - (1) 原判決の判断
 - (2) 控訴人らの主張を排斥した理由
- 2 原判決の認定判断の誤り
 - (1) 「皇室の伝統行事としての意義」という理由について
 - (2) 知事の参列は必要不可欠であり社会的儀礼にとどまらない
 - (3) 知事の参列は宮内庁(国)の強い要請による
 - (4) 「事実上の強制」による関与は「交際」とはいえない

3 小括

第五 結語

(要約 事務局)

「求釈明」の要旨 (11月末提出)

被控訴人(京都府知事)は、以下のように主張しました。

- ① 「皇位継承儀式の有する意味は、『神話上の皇祖の支配権を受け継いだ主権者』たる天皇の地位の承継ではなく、日本国及び日本国民統合の象徴たる天皇の地位の承継に他ならない」。
- ② 「『儀式の意味合いは、それを取り巻く社会状況によって、時代とともに変化するものである』とした原判決は正当である」「原判決が象徴天皇制が国民の間に定着していると判示したのは、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であるという理解が国民に広まっている中で、即位した天皇が大嘗祭によって神聖性を獲得し、神話上の皇祖の支配権を受け継いだ主権者になるという見方は一般的ではないとする趣旨であり、大嘗祭が宗教的意義を有することを否定するものではない」。

それに対して次のような釈明を求めました。

① について

- ・法令上「皇位継承儀式」の法的性格はどのようなものとされているか。あるいは法的に意味のない「儀式」なのかを具体的根拠とともに明らかにされたい。
- ・「剣璽等承継の儀」から「即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀」まで23の儀式があるが、「皇位継承儀式」とは全部なのか一部なのかを法令上の根拠とともに明らかにされたい。また、各儀式が宗教的性格を有する

かどうか、私的性格のものか公的性格のものかも法令上の根拠とともに明らかにされたい。宗教的性格に異論のない大嘗宮の儀が公的性格を有するのか、法令上の根拠がどこにあるのかを明らかにされたい。

② について

・大日本帝国憲法下においては、「即位した天皇が大嘗祭によって神聖性を獲得し、神話上の皇祖の支配権を受け継いだ主権者になるという見方」が一般的であったことを認めるのか認めないのか、また根拠を明らかにされたい。

・上記を認めるなら、いつから、どのような事情のもとで見方が「一般的ではない」ことになったのか明らかにされたい。

・「一般的か」「一般的ではないか」について、どのような事実に基づいて判断したかを明らかにされたい。

・内掌典として関わった高谷朝子の「御神霊のこもります御供米をお手に受けられ…略店天孫降臨の原典にお帰りおそばします儀礼の中に天照大神の御神徳をお戴きあそばします天皇様 …」との発言を認めるのか認めないのかを、根拠となる資料を示した上で具体的に明らかにされたい。 (要約 事務局)

新刊紹介： 『国家神道の現代史——天皇・神社・日本人』

(駒込武・高木博志編、東京大学出版会、2025年2月刊行予定)

はじめに (高木博志：京都大学人文科学研究科教授)

総説 国家神道の現代史、あるいは身体感覚としての天皇制 (駒込武：京都大学大学院教育学研究科教授)

第Ⅰ部 国家神道と皇室祭祀・神社

1 伊勢論——神宮・神話・日本人 (ジョン・グリーン：国際日本文化研究センター名誉教授)

コラム① 靖国神社の戦後史 (ジョン・グリーン)

2 神社「公の宗教」論の地域社会史——「神社非宗教」言説の20世紀 (畔上直樹：上越教育大学人文・社会教育学系教授)

3 神々の「昭和維新」——「理念としての天皇」の行方 (福家崇洋：京都大学人文科学研究所准教授)

コラム② 世界遺産と天皇陵問題 (高木博志)

第Ⅱ部 国家神道と学校教育

4 国民道徳と神道の関係史——「敬神」「崇祖」と憲政原理とのほざま (高瀬幸恵：桜美林大学リベラルアーツ学群准教授)

5 「厳粛」な帝国——学校教育における天皇・皇室崇敬 (樋浦郷子：国立歴史民俗博物館研究部准教授)

6 小学校児童の伊勢参宮旅行——「天照る光」を仰ぎみる子どもたち (橋本萌：信州大学教職支援センター助教)

第Ⅲ部 国家神道と象徴天皇制の現在

7 神かくし時代の嘗祭 (高木博志)

8 全体主義時代における国家神道体制 (駒込武)

コラム③ 「新入学児童祈願祭」のいま (駒込武)

9 日本国憲法における天皇制と政教分離原則 (佐々木弘通：東北大学法学部教授)

コラム④ 現代の国家神道 (加島宏：加島・田中法律事務所)

いよいよ大阪高裁で口頭弁論が始まります。あと一息、引き続きサポーター募集中

年会費 一口 1,000円

郵便振込口座番号 00980-8-35073 加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

*領収証は発行いたしません、振込用紙の受領証を保管ください。

別途要領収証の場合は通信欄に明記ください。



